

## 鈴鹿市総合評価落札方式の評価に係る自己申告事項に関する Q&A

### (1)制度全般について

Q1-1	「総合評価落札方式の評価に係る自己申告事項の履行確認」とは何ですか？															
A	鈴鹿市総合評価落札方式試行要領の改定に伴って施工能力の評価項目に加わった「自主施工」の評価項目は、他の評価項目とは異なり「入札参加者からの自己申告」により評価するものであるため、当該工事の受注者に対し、入札時に申告した内容が適正に履行されていることの確認(履行確認)を行います。															
Q1-2	「総合評価落札方式の評価に係る自己申告事項」で申告する項目は何ですか？															
A	以下のとおりです。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>申告事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工 (元請施工)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する指定工種を元請のみで施工</li> <li>・ 該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工</li> <li>・ それ以外の施工</li> <li>・ 該当する特殊工種を元請のみで施工(加算項目)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>自社施工 (施工班体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置</li> <li>・ それ以外の施工</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>自社施工 (使用機械)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース</li> <li>・ それ以外の施工</li> <li>・ 特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース(加算項目)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設キャリアアップ システム(CCUS) (注1)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ CCUSの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)</li> <li>・ 上記の登録、運用実績なし</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>地元業者施工率 (注2)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が 80%以上</li> <li>・ 市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が 80%未満</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設発生土処分 (注3)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に当該工事で発生する建設発生土の無償の搬出先を確保している</li> <li>・ 上記の確保なし</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	申告事項	自社施工 (元請施工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する指定工種を元請のみで施工</li> <li>・ 該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工</li> <li>・ それ以外の施工</li> <li>・ 該当する特殊工種を元請のみで施工(加算項目)</li> </ul>	自社施工 (施工班体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置</li> <li>・ それ以外の施工</li> </ul>	自社施工 (使用機械)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース</li> <li>・ それ以外の施工</li> <li>・ 特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース(加算項目)</li> </ul>	建設キャリアアップ システム(CCUS) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CCUSの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)</li> <li>・ 上記の登録、運用実績なし</li> </ul>	地元業者施工率 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が 80%以上</li> <li>・ 市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が 80%未満</li> </ul>	建設発生土処分 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に当該工事で発生する建設発生土の無償の搬出先を確保している</li> <li>・ 上記の確保なし</li> </ul>	
評価項目	申告事項															
自社施工 (元請施工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する指定工種を元請のみで施工</li> <li>・ 該当する指定工種を元請と下請(市内本店かつB等級以下)で施工</li> <li>・ それ以外の施工</li> <li>・ 該当する特殊工種を元請のみで施工(加算項目)</li> </ul>															
自社施工 (施工班体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置</li> <li>・ それ以外の施工</li> </ul>															
自社施工 (使用機械)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース</li> <li>・ それ以外の施工</li> <li>・ 特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース(加算項目)</li> </ul>															
建設キャリアアップ システム(CCUS) (注1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CCUSの事業者登録及び現場運用実績がある(今回からの運用開始も含む)</li> <li>・ 上記の登録、運用実績なし</li> </ul>															
地元業者施工率 (注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が 80%以上</li> <li>・ 市内本店業者(元請及び1次下請)にて施工する割合が 80%未満</li> </ul>															
建設発生土処分 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に当該工事で発生する建設発生土の無償の搬出先を確保している</li> <li>・ 上記の確保なし</li> </ul>															
	(注1)	入札参加者が今回の工事から現場運用を開始する場合のみ履行確認の対象となる。														
	(注2)	市外本店業者又は市外本店業者を構成員に含む共同企業体(JV)が入札参加できる場合のみ申告及び履行確認の対象となる。														
	(注3)	100m <sup>3</sup> 以上の建設発生土が見込まれ、かつ搬出先が指定されていない工事で、工事発注課が認めた場合のみ技術提案及び履行確認の対象となる。														
	<p>※施工班体制については、当面の間、申告及び評価事項としません。</p>															

Q1-3	履行確認はどのように行いますか？														
A	<p>以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>履行確認方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社施工(元請施工)</td> <td>・ 完成検査時、施工体制台帳等で確認</td> </tr> <tr> <td>自社施工(施工班体制)</td> <td>・ 工事施工中、技術監理契約課職員の臨場で確認</td> </tr> <tr> <td>自社施工(使用機械)</td> <td>・ 完成検査時、工事写真等で確認</td> </tr> <tr> <td>建設キャリアアップシステム(CCUS)</td> <td>・ 事業者登録状況及び実績確認資料で確認</td> </tr> <tr> <td>地元業者施工率</td> <td>・ 元請の工事価格に占める市内本店業者の施工金額で確認</td> </tr> <tr> <td>建設発生土処分</td> <td>・ 完成検査時、提出書類で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施工班体制については、当面の間、履行確認対象となりません。</p>	評価項目	履行確認方法	自社施工(元請施工)	・ 完成検査時、施工体制台帳等で確認	自社施工(施工班体制)	・ 工事施工中、技術監理契約課職員の臨場で確認	自社施工(使用機械)	・ 完成検査時、工事写真等で確認	建設キャリアアップシステム(CCUS)	・ 事業者登録状況及び実績確認資料で確認	地元業者施工率	・ 元請の工事価格に占める市内本店業者の施工金額で確認	建設発生土処分	・ 完成検査時、提出書類で確認
評価項目	履行確認方法														
自社施工(元請施工)	・ 完成検査時、施工体制台帳等で確認														
自社施工(施工班体制)	・ 工事施工中、技術監理契約課職員の臨場で確認														
自社施工(使用機械)	・ 完成検査時、工事写真等で確認														
建設キャリアアップシステム(CCUS)	・ 事業者登録状況及び実績確認資料で確認														
地元業者施工率	・ 元請の工事価格に占める市内本店業者の施工金額で確認														
建設発生土処分	・ 完成検査時、提出書類で確認														
Q1-4	総合評価落札方式における「指定工種」「指定機械」「特殊工種」「特殊機械」とは何ですか？														
A	<p>指定工種は、「総合評価落札方式における評価項目「自社施工」の別途規定」のとおりです。 指定機械、特殊工種、特殊機械は、工事ごとに入札公告に明示されます。</p>														
Q1-5	評価項目算定申告書の送付後に、申告事項の誤りに気付きました。再提出できますか？														
A	<p>再提出はできません。ただし、申告事項の誤りが明らかな場合、確認・審査の段階で評点の下方修正のみ行います。 【下方修正の例】「特殊機械を全て元請が自社保有又はファイナンスリース」として申告したが、使用機械のリストに特殊機械が記載されていない。→特殊機械の加点を取り消す。</p>														
Q1-6	申告事項に誤りがあり、その状態で工事を落札しました。契約後、申告事項は変更できますか？														
A	<p>申告事項は契約条件となるため、原則として変更できません。 落札後、契約までに誤りに気付いた場合、契約を辞退できますが、資格停止措置等の対象となる場合があります。 また、誤った申告事項で契約し、申告事項が不履行となった場合、不履行による措置の他、誤りの内容によっては資格停止措置等の対象となる場合があります。</p>														
Q1-7	申告事項が履行できなかった場合、どうなりますか？														
A	<p>履行確認の結果、申告事項が不履行となった受注者は、当該工事の完成認定日翌日から一定の期間に公告が行われるすべての総合評価落札方式の入札において、工事1件当たり5～10点が総合評価点から減点されます。 また、複数の工事で不履行があった場合、その減点は累積します(上限なし)。</p>														
Q1-8	申告事項の記載について、評価項目算定申告書の送付前に相談できますか？														
A	<p>随時、技術監理契約課にて対面による相談に応じます。 相談の内容によっては回答に時間を要する場合もあるため、早めに相談していただくようお願いいたします。</p>														

## (2) 元請施工の申告と履行確認について

Q2-1	土木一式工事の入札に際し、一部の指定工種を「土木一式工事と舗装工事の両方に格付けされている事業者」へ下請けに出そうと考えています。この場合の「B 等級以下」とは、どちらの等級で判断しますか？
A	「当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者」となりますので、質問の例であれば土木一式工事の格付けで判断します。
Q2-2	土木一式工事の入札に際し、一部の指定工種を「土木一式工事にも舗装工事にも格付けされていない事業者」に下請けに出そうと考えています。この場合、この事業者は「当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者」と判断されますか？
A	「当該工事の参加資格と同年度における同業種のB等級以下に格付された者」と判断します。ただし、この事業者が市内本店事業者であることが前提となります。
Q2-3	指定工種の一部を2次下請に出す予定ですが、2次下請の相手先も市内本店かつ B 等級以下でないと、「元請と下請(市内本店かつ B 等級以下)で施工」として申告できませんか？
A	入札時、「元請と下請(市内本店かつ B 等級以下)で施工」として申告した場合、次数を問わず指定工種を施工する全ての下請負人が市内本店かつ B 等級以下でないと、「元請と下請(市内本店かつ B 等級以下)で施工」として申告できません。
Q2-4	全ての工種の現場施工は市内本店かつ B 等級以下へ下請けに出し、自社は主に資材調達や施工管理のみ行う予定です。この場合、「元請と下請(市内本店かつ B 等級以下)で施工」と申告できますか？
A	質問の例の場合、「元請と下請(市内本店かつ B 等級以下)で施工」で申告してください。
Q2-5	入札時に「元請のみで施工」と申告した工事で、舗装切断工、区画線工、交通誘導警備のみ下請けに出しました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	元請施工の確認は、指定工種と特殊工種のみが対象となり、このどちらにも含まれない工種は履行確認の対象外です。よって質問の例は「元請のみで施工」として認められます。
Q2-6	入札時に「元請のみで施工」と申告した工事で、事前測量と出来形測量のみ外部委託しました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	元請施工の確認における「施工」とは、建設業法第2条に規定する建設工事の施工が対象となります。これに含まれない業種については履行確認の対象外です。 よって質問の例は「元請のみで施工」として認められます。
Q2-7	入札時に「元請と下請(市内本店かつ B 等級以下)で施工」と申告した工事で、下請けに出す工種の一部について、これを施工できる市内本店業者がなく、やむを得ず市外本店業者へ下請けに出しました。この場合、申告事項が履行されたと判断されますか？
A	受注者が「元請と下請(市内本店かつ B 等級以下)で施工」と申告した工事で、この条件以外の業者1社以上と下請契約を締結した場合、理由の如何を問わず申告事項は不履行となります(やむを得ない事情等による免責要件はありません)。 質問の例の場合、入札時点で当該工種を施工できる業者が市内本店かつB等級以下に存

	在するかどうかを調査した上で申告するべきであったと言えます。
Q2-8	入札時に「元請のみで施工」と申告した工事で、契約後、現場条件の変化により指定工種の工法が変更になり、その工種は自社で施工できないため下請に出した結果、指定工種が「元請のみで施工」ではなくなりました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	設計変更による工種の変更によって申告事項と実施状況が異なった場合、変更された工種についての履行確認は行いません。 なお、設計変更による工種の追加又は減工によって申告事項と実施状況が異なった場合も同様です。
Q2-9	入札時に「元請のみで施工」と申告した工事で、契約後、指定工種について施工承認による工法変更が受理され、承認された工種を下請に出した結果、指定工種が「元請のみで施工」ではなくなりました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	設計変更を伴わない工種の変更があり、その工種の施工が申告事項と異なる実施状況であった場合、申告事項は不履行となります。
Q2-10	入札時に「元請のみで施工」と申告した工事で、契約後、指定工種について施工承認による工法変更が受理され、その工種を元請のみで施工した結果、目的物の形状が設計図書と異なる結果になりました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	設計変更を伴わない工種の変更があり、その工種の施工が申告事項と同一の実施状況であった場合、目的物が設計図書と異なる構造であっても、設計図書に示された仕様・性能を満足していれば、申告事項を履行した事になります。

(3) 施工班体制の申告と履行確認について ※当面の間、施工班体制は申告及び確認事項としません。

Q3-1	元請の自社作業員とは、どのような人を指しますか？
A	元請の自社作業員とは、以下に該当する作業員をいいます。 ①当該工事の入札(開札)日において元請による3か月以上の雇用が確認できる者 ②当該工事及び他の現場で常駐又は専任を求められていない者。 ③営業所技術者等及び経營業務の管理責任者ではない者 なお、当該工事の現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補、調査基準価格を下回る契約時に配置する専任の担当技術者は②に該当するため、自社作業員として申告できません。
Q3-2	「元請が担当する工種の施工中に元請の自社作業員を概ね2名以上常時配置」とは、どういう意味ですか？
A	別紙「総合評価落札方式 自社施工(施工班体制)について」をご覧ください。
Q3-3	入札時に申告した名簿に記載のない元請の作業員を、指定工種に従事させました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	名簿に記載のない人物は、履行確認の対象となりません。
Q3-4	入札時に申告した作業員が病気により現場作業に従事できなくなったので交代させる必要

	があります。どのように対応すればいいですか？
A	<p>入札時に申告した内容は契約条項となりますので原則として変更できませんが、病気、怪我、離職等やむを得ない事情がある場合は受発注者の合意により、名簿の変更を認めます。その際、監督員に新しい名簿と、変更された作業員が常勤雇用されている事を証明する資料を提出してください。</p> <p>新しい名簿が提出されておらず、その結果、現場では複数の作業員が従事していても、そのうち2名以上が名簿に記載されていない作業員であれば、申告事項は不履行となります。</p> <p>交代を伴わない、減員だけであれば名簿を変更する必要はありません。</p> <p>また、名簿には10名まで記載することができます。</p>
Q3-5	入札時に申告した作業員3名のうち1名が他の工事の現場代理人を務める事になり、現場作業に従事できなくなったので交代させる必要があります。どのように対応すればいいですか？
A	<p>やむを得ない事情以外の理由による変更は、受発注者の協議によります(変更を認めない場合もあります)。</p> <p>変更が認められた場合、監督員に新しい名簿と、変更された作業員が常勤雇用されている事を証明する資料を提出してください。</p> <p>新しい名簿が提出されておらず、その結果、現場では複数の作業員が従事していても、そのうち2名以上が名簿に記載されていない作業員であれば、申告事項は不履行となります。</p> <p>交代を伴わない、減員だけであれば名簿を変更する必要はありません。</p>
Q3-6	入札時、配置予定の者を含め、自社の作業員を8名申告しました。この場合、8名全員が指定工種の現場作業に従事していなければ、申告事項は不履行になりますか？
A	<p>施工班体制は、履行確認において、名簿に記載された元請作業員が2名以上、元請が担当する工種の現場作業に従事していることが現認できれば、履行を認めます。</p>

(4)使用機械の申告と履行確認について

Q4-1	建設機械のファイナンスリースとは何ですか？
A	<p>建設機械のファイナンスリースとは、リース会社が機械を購入し、ユーザーが月々のリース料を支払うことで使用する契約を指します。</p> <p>ファイナンスリースは通常の賃貸借契約でなく、物件の所有(固定資産税、動産総合保険料など)や廃棄に伴う手続き、ファイナンスなどを含む複合的な取引となります。</p>
Q4-2	入札時に申告したリストに記載のない指定機械を、短期リースで調達し稼働させました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	<p>入札時に申告したリストに記載がない指定機械を稼働させた場合、稼働させた工種が指定工種や特殊工種かどうかに関わらず(工種を問わず)、申告事項は不履行となります。</p> <p>これは、リストに記載のない自社で保有またはファイナンスリースしている指定機械を稼働させた場合も同様ですので、契約後、リストにない指定機械を現場に投入する場合は、事前に</p>

	受発注者で協議してください(Q4-6 参照)。
Q4-3	入札公告の工事費積算参考資料において「モータグレーダ」を使用となっている工種について、現場では排土板付きのバックホウを使用する予定です。この場合、申告する建設機械はモータグレーダですか？
A	設計図書の仕様を満たす施工が可能な場合は、工事費積算参考資料の記載に関わらず、実際に現場で使用する建設機械で申告してください。質問の例であれば、排土板付きのバックホウを申告してください。
Q4-4	契約後、現場条件の変化により工法が変更されましたが、その工法を施工するための建設機械は申告しておらず、かつ自社で所有していないため、短期リースで調達し稼働させました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	設計変更による工法の変更によって申告事項と実施状況が異なった場合、変更された工法についての履行確認は行いません。 なお、設計変更による工種の追加又は減工によって申告事項と実施状況が異なった場合も同様です。
Q4-5	契約後、施工承認による工法変更が受理されましたが、その工法を施工するための建設機械は申告しておらず、かつ自社で所有していないため、短期リースで調達し稼働させました。この場合、申告事項は不履行になりますか？
A	設計変更を伴わない工法の変更があり、その工法の施工が申告事項と異なる実施状況であった場合、申告事項は不履行となります。
Q4-6	入札時に申告した使用機械が故障により使用できなくなったので変更する必要があります。どのように対応すればいいですか？
A	入札時に申告した内容は契約条項となりますので原則として変更できませんが、定められた整備・点検を実施していたにもかかわらず故障した等やむを得ない事情がある場合は受発注者の合意により、使用機械の変更(追加または減数)を認めます。 その際、監督員に新しい使用機械のリストと建設機械が元請の自社保有またはファイナンスリース期間中であることが確認できる書類と、建設機械の全体の写真を提出してください。 新しいリストが提出されていないければ、変更した機械が自社保有であっても、申告事項は不履行となります。 減数のみであればリストを変更する必要はありません。 また、リストには特殊機械と指定機械合わせて 10 台まで記載できます。
Q4-7	入札時に申告した使用機械を他の現場で使用することになったので、変更する必要があります。どのように対応すればいいですか？
A	やむを得ない事情以外の理由による変更(追加または減数)は受発注者の協議によります(変更を認めない場合もあります)。 その際、監督員に新しい使用機械のリストと建設機械が元請の自社保有またはファイナンスリース期間中であることが確認できる書類と、建設機械の全体の写真を提出してください。

	<p>新しいリストが提出されていないければ、変更した機械が自社保有であっても、申告事項は不履行となります。</p> <p>減数のみであればリストを変更する必要はありません。</p>
--	--

## (5) 自社施工以外の申告事項について

Q5-1	地元業者施工率の申告は、どのように行いますか？
A	<p>入札時に作成した工事費内訳書に記載した工種のうち、市内本店業者が施工する部分を80%以上とする場合、総合評価落札方式による評価項目算定申告書(内訳)(様式5)にその旨を記載してください。</p> <p>なお、入札参加予定者がJVの場合で構成員に市外支店業者を含む場合、この構成員が担当する部分は地元業者施工率に含みません。</p>
Q5-2	地元業者施工率の履行確認は、どのように行いますか？
A	<p>工事完成検査において、工事完成時の地元業者施工率(市内本店業者が施工した部分に対応する金額(税抜)÷工事価格)を算出し、この割合が80%以上であれば申告事項が履行されたものとしします。</p> <p>なお、入札参加予定者がJVの場合で構成員に市外支店業者を含む場合、元請の工事価格のうち元請が施工した部分に対応する金額を出資比率により按分し、市外本支店業者に相当する金額は評価の対象にしません。</p>
Q5-3	建設キャリアアップシステムの履行確認は、どのように行いますか？
A	<p>工事完成検査時に、運用実績が確認できる資料(現場に設置されたカードリーダーの写真又はCCUSから出力された当該工事の情報が登録された就業履歴一覧(月別カレンダー))が現場着手日から1か月以内に監督員へ提出されている事が確認できれば、申告事項が履行されたものとしします。</p> <p>なお、この履行確認は、今回の工事から現場運用を開始すると申告した工事のみが履行確認の対象となります。すでに現場運用の実績がある場合は、入札参加時に他工事での運用実績が確認できる資料の提出が必要となります。</p> <p>また、今回の工事から現場運用を開始すると申告した工事であっても、評価項目算定申告書の提出時点で事業者登録が完了していることが前提となります。</p>